

多摩川住宅地区地区計画まちづくり懇談会開催概要

●概要

日時：①2026 年 7 月 31 日（金）18:30～20:00 ②2026 年 8 月 1 日（土）10:30～12:00

会場：西河原公民館（狛江市元和泉 2-35-1）3 階 多目的ホール

※（仮称）西和泉スポーツ施設に関する説明会も併せて開催しました。

●周知方法

市報（狛江市及び調布市）、ホームページ、多摩川住宅地区地区計画区域内及び周辺にお住まいの方へ開催案内チラシを配布

●参加者数

①7 月 31 日（金）34 名 ②8 月 1 日（土）31 名

●当日の様子



●当日の主な質問と回答（要旨）

Q 1 狛江市と調布市は協議を行っているか。

A 1 多摩川住宅地区地区計画の区域は、狛江市と調布市にまたがっていることもあり、都度情報を共有しながら進めている。

Q 2 用途地域緩和の手法として、多摩川住宅地区地区計画の変更を選択したのはなぜか。

A 2 狛江市として、用途地域の変更、建築基準法による用途の緩和、特別用途地区の指定、地区計画変更の合計 4 つの手法から検討を行った。まず、用途地域の変更は、市の用途地域等の指定方針及び指定基準に合致しないため除外し、建築基準法による用途の緩和は、全体的な都市計画で検討することが望ましいため除外した。

特別用途地区の指定は、新たに都市計画のルールを定めるものであるが、本地区には既に地域の皆様と協議して定めた都市計画のルールとして、多摩川住宅地区地区計画があるため、本地区計画の変更を選択することが適切であると判断した。

Q 3 「多摩川住宅景観ルール」について検討は行っていないのか。

A 3 具体的なルールが定まっているのは、「賑わい軸」を含めた 3 つのエリアと認識している。